

平成20年度実施事業

男女共同参画実施計画事務事業評価表

(別紙様式2)

名 寄 市

男女共同参画実施計画事務事業評価表（別紙様式2）

◆担当課
別紙様式1の進捗状況調査票の担当課を参照
() : 実施計画のみ掲載分

●達成度
A : 達成した
B : おおむね達成した
C : 達成できなかった
D : 実施できなかった

●事業の方向
1 : 充実
2 : 現状維持
3 : 内容見直し
4 : 統廃合
5 : 縮小
6 : 廃止・休止
7 : 完了
8 : その他

●評価（推進委員会が評価に使用する）
3点：順調に取り組まれている
2点：概ね取り組まれている
1点：より積極的な取組をお願いする
0点：早期に取り組む必要がある

基本目標Ⅰ 男女共同参画社会の実現に向けた意識の改革

方針	施策	重点項目	No.	事務事業	担当課	第1次評価（ワーキンググループ・推進会議）			第2次評価（推進委員会）		
						達成度	事業の方向	課題等	評価	評価コメント	
1 男女共同参画の実現に向けた意識づくり	①啓発活動の充実	◎	1	広報なよろ・ホームページ・各種発行物等による啓発	企画課ほか 農業委員会・生涯学習課	A	2	・ホームページ（HP）・広報・農業委員会だより・家庭教育情報紙アワーズへの掲載実施。各種情報紙は、それぞれ趣旨があり、掲載が難しい場合もあるが協力を求めていく。	3	男女共同参画の言葉を目にする機会が多くなっている。これからも関係機関の協力を得て啓発に努めていくことが必要。	
			2	各イベントでの啓発	企画課・生涯学習課	B	2	・イベントでの啓発はO×クイズ、市民文化祭では作品を展示し、男女共同参画担当者が啓発活動を行ってきた。行事担当課においては男女共同参画の視点で啓発していくことが業務上難しいため、今後も現状維持で実施していく。	2	イベント等での啓発効果は、参加者の関心にもよるが、関係機関の応援を要請しながら継続した取り組みが必要。	
			3	講演会・研修会の開催	企画課・大学ほか	B	3	・講演会聴講のバスツアー・ワークショップ、大学生や市民対象の大学講演会など、参加者の意識の変化に対する期待は大いにあるが、今後は参加者拡大に向けた事業の展開や周知方法の工夫を図っていく必要がある。	2	年1～2回開催の現状は妥当であるが、テーマを一般的な「男女共同参画」だけではなく、具体的な課題や場面を想定した講演・ワークショップ等の開催内容の工夫が必要。また、多世代への働きかけや参加者の拡大が課題。	
			4	ポスター・パンフレットによる啓発	企画課	B	2	・ポスター・パンフレットは発行枚数の関係で、公共施設の決まった場所への掲示になるが、継続していく。	2	強調月間には、概ね取り組まれているが、集中して啓発するなど、工夫を凝らした啓発活動も必要。	
			5	報道機関への記事掲載依頼	企画課	A	2	・依頼をしても記事の掲載にならない場合もあり、新聞広告の活用も図っていく。	2	概ね取り組まれているが、報道機関による効果は大きいので、より積極的な活用が必要。	
			6	男女共同参画に関する図書資料の充実	図書館・大学	B	3	・図書館は男女共同参画のコーナーを設け16冊購入・大学は3冊購入。毎年継続して図書整備を行なうためには予算措置が必要。購入図書の選択基準及び方法をどのようにしていくか。市民にも興味ある図書購入としていく。	2	関心のある市民にとっては必要な取り組みであるが、活用されなければ意味がないため、積極的な活用を呼びかける取り組みも必要。	
	②調査の充実			7	各種団体の把握（男女比率・活動内容など）	企画課	A	2	・毎年、内閣府調査で実態は把握している。今後も継続して女性の参画状況について周知をしていく。	2	「把握」だけでなく、何らかの形で公表や周知が必要。
				8	実態調査による把握	企画課 産業振興課ほか	B	2	・労働相談員及び労働調査から労働の実態を把握し、また、男女共同参画の意識調査については、市役所職員を対象に数年ごとにアンケートを実施してきた。今後も実態から課題を整理していくためにも引き続き、実態把握に努めていく。	2	市職員の意識調査だけでなく、市民全体へと広げていくことが必要。特に女性の働く職場を意識したアンケートを実施すると同時に民間会社の管理職の意識調査も必要。

2 男女の 人権 尊重	①性教育の推進	9	エイズ・性感染症などに関する正しい知識の普及	学校教育課	A	2	・学校教育は教育課程において実施しており、今後も発達段階に応じた授業で、正しい知識と健康に繋がる教育を継続していく。	2	具体的な授業内容及び取り組みの実態を周知しながら推進を図っていくことが必要。	
		10	性犯罪防止の啓発	生活環境課 維持管理センター	A	2	・不審者情報をホームページに掲載し、市民への注意と防犯協力を要請しながら警察と連携体制をとり防犯の巡回や運動実施について引き続き実施していく。街路灯も設置していく。	2	不審者情報の収集と提供をスムーズに出来る体制整備が今後も必要。また、ホームページだけではなく多様な方法による情報提供が必要。	
		11	学校における児童生徒の発達段階に応じた性教育、生命尊重の教育の充実	学校教育課	A	2	・学校教育は教育課程において、発達段階に応じた性教育や生命尊重に対する授業を行っている。性については外部から興味本位な情報が入って来ている現状があり、機会に応じて専門の講師による講演を行い教育の充実に努めていく。	2	学校教育における取り組みは、学齢期の子をもつ家庭以外には見えにくい。何らかの形で情報交換の場があるとよい。	
		12	性と生殖に関する正しい知識の普及	学校教育課	B	2	・学校教育は教育課程において実施しており、発達段階に応じた授業を行い、正しい知識の普及に繋げていく。	2	同上	
	②母性の尊重	13	母性保護に関する法令・情報の周知	企画課	C	3	・現時点ではホームページ上で公開していないが、今後は母子保健法に基づく休暇制度などの掲載をめざす。	1	広報を活用しながら周知を図っていく必要があるが、ホームページについては早急に実施することが必要。	
		14	性の尊厳・母性保護に関する情報提供	保健センター	B	2	・これまでも健康相談等、各種事業において、必要に応じた情報を提供しており、引き続き実施していく。	2	広報を活用しながら周知していくことが必要。	
	③暴力対策の推進	◎	15	配偶者等からの暴力による被害者相談窓口の充実	社会福祉課ほか	A	2	・各関係窓口で対応し、関係機関と連携を図っている。市民に対し分かり易い担当窓口の公表をしていくことも必要。	2	相談体制（横の連携等）の情報は必要としている人に適切に提供することが必要。
		◎	16	配偶者等からの暴力防止に向けた啓発の促進	社会福祉課・生活環境課・企画課ほか	A	2	・北海道や民間団体で積極的な取組があるので、市も連携を取りながらホームページや広報で引き続き啓発していく。	2	直接携わっている人以外には取り組みが見えにくいいため、幅広い啓発活動が必要。
		◎	17	被害者の早期発見	社会福祉課・生活環境課・企画課ほか	B	3	・対策チャートは、内規ある。 ・関係機関との連携により対応。夫婦間はデリケートで対応が難しい面があるが、引き続き関係機関と連携して取り組んでいく。	2	今後も関係機関と連携をもって取り組むことが必要。
		◎	18	相談・保護体制の確立	社会福祉課・生活環境課・企画課ほか	B	2	・保護・援助体制マニュアルは、内規あり。面接時に相談し、それぞれのケースに対応している。より充実した市の体制を図っていく。	2	相談窓口のたらいまわしにならないことを望む。
		◎	19	被害者の自立支援	社会福祉課・生活環境課・産業振興課・建築家・企画課ほか	B	2	・平成20年度は全体に関わる実態が無かったが、住民基本台帳の閲覧の制限体制は支援措置費申請書により対応している。就業の相談は公共職業安定所と連携を図り、子供の就学・保育は教育委員会・学校・保育所と連携し引き続き支援体制を整えていく。	2	プライバシーの保護と自立に向けた支援体制の強化を望む。
		◎	20	子どもへの虐待・パートナーの暴力・セクハラは犯罪であることを広報等で啓発	社会福祉課・生活環境課・企画課・大学・女性児童センターほか	A	2	・あらゆる機会（イベント・市HP・広報・エアーてっし）をとおり年間のスケジュールの中で継続していく。	2	充分取り組んでいる状況ではないが、継続した取り組みが必要。

④啓発活動の充実		21	フィルタリング機能の設定方法の周知	学校教育課 (企画課・生活環境課)	A	1	・生徒指導連絡協議会の各部会においてアンケートを実施し、携帯電話の所有状況等を把握しており、使用方法等を児童生徒や保護者(P T A)に周知し、引き続き取り組みを継続していく。	2	使用方法や設定方法に限らず、携帯電話の危険性についても啓発していくことが必要。
		22	有害サイトの危険性の周知	学校教育課 (企画課・生活環境課)	A	1	(同上)	2	同上
①家庭における男女平等教育の推進		23	家庭教育セミナーの開催	生涯学習課	B	1	・参加者増加を図る。特に、家庭教育に関心の低い層への参加促進が課題。	1	参加者拡大のため開催方法の工夫が必要。
		24	家族で協力し合う教室・講座等の開催	生涯学習課・(女性児童センターほか)	B	2	・講座は、家庭の誰もが出来ることを取り入れているが、参加者の固定化が見られるため、広い階層の参加取り組みを図っていく。	2	同上
		25	教養講演会の実施	企画課 (生涯学習課)	B	2	・講演会は一般市民を対象にする場合、講師により集客数が違い、開催費用を考慮すると市単独開催でなく、共同開催などで相乗効果を図っていく。また、生涯学習フェスティバルの催しの中で講演会を開催していく。	2	テーマや講師によって、参加数が左右されるため、開催方法の工夫や講演会の内容の検討をしていくことが必要。
②学校における男女平等教育の推進	◎	26	児童生徒用リーフレットの作成	企画課	A	2	・毎年、同内容のリーフレットを配布することがよいのか、男女共同参画の定着化を意識して継続していくことがよいのか課題であり、掲載内容も含めて配布方法についても検討課題としていく。	2	掲載内容の検討が必要であるが、今後も継続して啓発していくことが必要。
		27	教職員研修の実施	学校教育課	D	2	・教職員の学校教育における研修は、道教委の様々な研修メニューにより対応されているため、市独自の事業としては実施していない。今後においても市独自で実施することが困難であるため、各種講演会への参加促進や情報提供に努めていく。	1	教職員の意識高揚が図れる事務事業が必要。
		28	小中学校PTA連合会における啓発活動	学校教育課	C	2	・女性のPTA会長は15小中校の内1名(6.6%)。 ・連合会主催の研究大会として年1回講演会を実施している。平成20年度の研究大会テーマは「子育て」で、次年度もテーマを変え引き続き開催していく。	2	単位PTAから啓発していくことが大切であり、事務事業の見直しをしていくことを考慮。
③地域・職場における男女平等教育の推進		29	出前トーク・講演会等の充実	企画課・社会福祉課・産業振興課	B	2	・広報やホームページで周知しているが希望する団体がなく、引き続き周知を図っていく。	2	メディア等の充実で必要性が薄れてきているが、具体的な課題の掘り起こしも必要。
		30	町内会における啓発活動	地域振興課	B	2	・町内会連合会事業等の機会を利用し、継続して啓発活動をしていく。女性町内会会長0% ・平成22年4月より行政区制度から住民自治組織制度へと移行となっているため、今後は統一後に事務事業を見直ししていく。	2	単に町内会への周知ではなく、町内会への問題提起も必要。
		31	高齢者大学における男女平等教育の充実	(生涯学習課)	D	3	・講義については大学生のニーズもあり、また、市内講師の確保も難しいことから実施はできていないが、今後は高齢者大学を通じた啓発活動や各種講演会の参加促進に努めるなど、事業内容の見直しが必要と思われる。	1	高齢者の意識変化が家族生活に大きく影響すると思われるため、積極的な取り組みを望む。
		32	商工団体への啓発依頼	(産業振興課)	D	2	・平成20年度では実施していないが、名寄商工会議所・風連商工会と連携を図りながら事業内容の検討をめざす。	1	企業に直結している団体であり、就労環境等の把握・改善の取り組みが可能と思われるため、連携強化が必要。

3 男女平等の視点に立った教育の推進

基本目標Ⅱ 家庭・地域・職場における男女共同参画の促進

方針	施策	重点項目	No.	事務事業	担当課	第1次評価（ワーキンググループ・推進会議）			第2次評価（推進委員会）	
						達成度	事業の方向	課題等	評価	評価コメント
1 企画や政策・方針決定の場への男女共同参画の促進	①委員会・審議会などにおける女性委員の参画促進	◎	33	行政委員会等への女性枠設定の確立	総務課・生活環境課、農務課、生涯学習課ほか	C	2	・既に要綱や規則で規定されているため、関係団体の長を推薦枠としている場合は、全員男性の委員構成になる場合があるため、（市町村防災会議35人、市町村国民保護協議会20人）女性参画に向けて要望していく。	2	要綱や規則は市が制定するので、弾力的な運用が必要。委員の選出は当て職としない方が、組織の活性化にもつながることがあるため、積極的な取り組みを望む。
		◎	34	女性委員は50%、委員長は当面30%の目標設定	総務課・企画課ほか	B	2	・今後も女性委員の参画促進について周知していく。女性委員H20 33.5% ・各種委員改選期には、各課への周知を図っていく。女性委員長H20 6.5%	2	同上
	②役職などへの女性の登用拡大		35	企業における女性職域差別撤廃の指導	（産業振興課）	D	3	・各企業への指導については、周知方法や周知内容の検討が必要であり、今後は事業内容も検討しながら周知方法について模索していく。	1	各企業の実態が見えていないため、現状把握が必要。
			36	企業における女性管理職の登用促進	（産業振興課）	D	3	・各企業への指導については、周知方法や周知内容の検討が必要であり、今後は事業内容も検討しながら周知方法について模索していく。	1	同上
			37	女性を対象とした研修機会の提供	産業振興課	C	2	・女性への研修機会が少ない場合として同意するが、広い視点で個人のスキルアップに対する研修の方が実施可能とし、人材開発センターでの研修会開催を支援していく。	2	特に女性の研修会を開催する事でなく、個々の職場や仕事で自己主張や表現をする事を考える研修も必要であり、関係機関との連携を図りながら研修内容を充実していくことが必要。
	③市の政策・方針決定の場への男女共同参画の促進		38	市役所における女性職員の職域拡大	総務課（行革・職員・研修担当）	A	2	・職員の採用、異動及び研修については、今後も男女の区別なく実施していく。	2	挑戦する、させるという参画の意味においても職域拡大は必要。
		39	市役所における女性管理職の登用促進	総務課（行革・職員・研修担当）	B	2	・管理職登用については、組織機構の見直しも踏まえつつ、今後も男女の区別なく実施していく。 平成20年度一般事務職10.0%（60人中6人）	2	今後も差別することなく、女性管理職の登用を期待。	
2 家庭・	①家庭生活における男女共同参画の促進		40	男性向けの料理・育児・介護教室の実施	高齢福祉課（生涯学習課・女性児童センター・保健センター・地域包括支援センター）	B	2	・事業の実施では、特に男性向けとして実施している。委託事業や施設の貸出でも支援していく。	2	現状維持。
			41	家庭教育に関する研修会の開催	（生涯学習課）	B	1	No.23と同意 ・家庭教育への関心が低い層をいかにして取り込むかが課題。	1	設定や内容の工夫を凝らし、課題の層への参加促進に期待。

地域社会における男女共同参画の促進

②地域・社会活動における男女共同参画の促進		42	男女がボランティア活動・町内会活動・PTA活動に参加しやすい環境の促進	(地域振興課・生涯学習課)	B	2	(・町内会活動においては、参加促進のための親睦交流会などの事業も実施されていますが、アパート・マンション入居者の町内会未加入者増加が課題。)	2	農村部は充実しているが、市街地は役員の地道な声掛けを継続し参加を促して行くことが必要。
		43	家事・育児に専念する女性の社会進出の促進	(企画課ほか)	D	2	(・特に事業として実施していないが、少子化や経済の低迷など家計状況から女性の社会進出が多くなっており、男女共同参画社会の実現に向けて課題を整理していく必要がある。)	2	積極的な社会進出を想定しているが、多様な考え、生き方があるためまずは、広く情報の提供をしながら現状把握が必要。
		44	農村地域活動への女性参画の促進	農務課	B	2	・農産加工や朝市、産直などを取り組む女性グループが、地域活性化に向けた自主的な活動を行っているが、一部高齢化によるメンバーの固定化が課題となっている。 また、地域の方針決定に参画する女性の進出は、まだ不十分であるため引き続き啓発を行っていく。	2	更なるステップアップのためには、行政の支援も要。
		45	町内会の役職について男女役割分担意識の見直し	(地域振興課)	B	2	・現在の町内会役員は、会長職に女性はいないが、副会長他、男女を問わず役割を担い活動している。今の状況から、役割分担意識の見直しについては早急な対応は体制的にも難しいので、引き続き男女共同参画の啓発活動を行っていく。 ・平成22年4月より行政区制度から住民自治組織制度へと移行となっていくため、今後は統一後に事務事業を見直していく。	2	町内会では、男女役割分担がほぼ決まっていることが多いため、地道な啓発活動を継続することが必要。
①職業生活と家庭生活の両立支援	◎	46	多様な保育サービスの充実	社会福祉課	A	2	・公立4、私立1、他小規模の立場で、延長・一時・障害児・乳児・給食等の各種保育サービスを継続していく。 ・平成21年4月、認定こども園(私立)開設へ向け、民間の保育サービスの提供に取り組んでいく。	2	両立支援のため一層の充実を望む。
	◎	47	子育て支援センターの利用促進	社会福祉課	A	2	・開設保育所は、公立2私立1の3会場。 HP・広報・しおりで情報の提供を行い利用促進を周知していく。	2	ボランティア・民間による子育て支援の取り組みとも連携して、より一層の充実を望む。
		48	放課後児童対策の充実	女性児童センター	B	2	・共働き家庭の放課後等児童の利用希望の増加がみられ、既存施設の充実又は、他の施設の活用を図っていく。	2	地域によって通学区内でのサービスを受けることが出来ないことが課題。
		49	育児休業制度・介護休業制度等の情報提供・取得しやすい職場環境整備の促進	産業振興課・企画課	B	2	・ホームページ・広報掲載・パンフレットにより周知していく。今後はより事業主の制度への理解協力が課題。	2	経済が不安な状況下で課題も多いと思われるが長期視野に立ったの取り組みが必要。
	◎	50	多様な介護サービスの充実	(高齢福祉課)			省略(基本目標Ⅲに掲載)		
		51	介護保険制度の情報提供と利用促進	高齢福祉課・企画課・産業振興課	A	2	・ホームページ・広報掲載・パンフレットにて継続して周知していく。	2	現状維持。
		52	介護しやすい設備・住宅の促進	高齢福祉課	A	2	・該当する要介護4・5の在宅高齢者に必要な介護用品の支給や住宅整備資金の貸付で環境の整備を促進していく。	2	現状維持。
		53	男女がともに参加しやすい家事、育児、介護講座の実施	市立総合病院・保健センター・(生涯学習課・女性児童センター・地域包括支援センター・高齢福祉課)	B	2	・女性のための講座と受け取られるため、男性の参加目的を分かり易くするため、冠を「男性・パパ」と付け講座を開催していくことや開催日・時間の設定の見直しも必要。	2	現状維持。

3 男女が働きやすい環境づくりの推進

②労働の場における男女平等の推進	54	労働相談窓口の利用促進	産業振興課	B	2	・ホームページ・広報・パンフレットにて引き続き利用促進を図っていく。	2	今後も利用促進のため工夫が必要。
	55	事業所におけるセクハラ防止の制度化促進	産業振興課・企画課・大学・総務課	B	2	・ホームページ・広報掲載。市役所や大学での体制は図られてきているが、潜在的セクハラの取扱について、事業主が理解していないケースが多く、今後も周知をしていく。	2	制度化の促進に向けて、事業主の意識調査や啓発が必要。
	56	事業所における差別環境撤廃に向けた啓発	産業振興課・企画課	B	2	・男女共同参画としてHP・広報に掲載しているが、事業所としても自ら率先した対応について周知していく。	2	事業主の意識調査や啓発が必要。
	57	男女雇用機会均等法・労働基本法・次世代育成支援対策推進法などの周知	産業振興課・企画課	B	2	・ホームページ・広報・各種パンフレットに掲載し周知していく。	2	現状維持。
	58	雇用者や企業に対する育児休業制度・介護休業制度利用の啓発	産業振興課・企画課	B	2	・ホームページ・広報・各種パンフレットに掲載し啓発していく。	2	制度利用にむけて、積極的な啓発を要する。
	59	各種休業制度を利用しやすい労働条件の向上促進	産業振興課・企画課	B	2	・ホームページ・広報・各種パンフレットに掲載し向上促進を図っていく。	2	同上
③農業や自営業で働く男女平等の推進	60	酪農ヘルパーの活用促進と農業ヘルパー制度の確立	農務課	B	2	・酪農ヘルパーは組織化され冠婚葬祭・休日・余暇の確保のため有効活用されている。農業ヘルパー制度は確立に至っていないが取り組みの促進を図っていく。	2	現状維持。
	61	家族経営協定の締結推進	農業委員会・農務課	B	1	・経営者と後継者（親子）の協定が多く、夫と妻の協定が少ないため、男女共同参画の観点から充実させていく。平成20年度105戸/883戸11.9%、目標値45戸5%を超えた。	2	現状維持。
	62	自営業者への啓発活動	企画課	B	2	・担当課と協力し、ホームページ・広報の男女共同参画掲載で啓発をしていく。	2	家族経営が多い中、労働条件や家事労働などあらゆる視点で男女平等の啓発が必要。
④再就職希望者やパートタイム労働者などへの支援・相談体制の充実	63	パートタイム労働法及び労働関係法令の周知	産業振興課	B	2	・パートタイム労働法が平成20年4月に改正され、雇用環境の整備がなされたことで、関係機関と対応し周知していく。	2	ハローワークをはじめ、関係機関の情報を活用しながら迅速な広報周知が必要。
	64	雇用拡大・労働条件向上のための啓発	産業振興課	B	2	・道の関係機関と連携し対応し啓発していく。	2	同上
	65	求人情報の提供	産業振興課	B	2	・道の関係機関と連携し求人情報の対応していく。	2	同上
	66	職業訓練・技能訓練・資格取得等に関する各種講座の受講促進	産業振興課	A	1	・道の関係機関と連携し人材開発センターでの研修支援や道北技能士会事業の周知をしていく。	2	同上

基本目標Ⅲ 健康づくりと福祉の充実

方針	施策	重点項目	No.	事務事業	担当課	第1次評価（ワーキンググループ・推進会議）			第2次評価（推進委員会）	
						達成度	事業の方向	課題等	評価	評価コメント
1 生涯にわたる健康づくり	①健康づくりの意識啓発と健康管理の推進		67	各種健康診査の受診率向上と予防対策の充実	保健センター・市民課	B	2	・継続した情報の提供と取組を実施していく。 ・特定健診の平成20年度目標受診率達成。 24年度の受診率65%に向け、未受診者対策が課題となっている。また、結核検診を除いて各種検診受診数は昨年度より増加している。	2	現状維持。
			68	各種健康相談窓口の利用促進	保健センター	B	2	・あらゆる機会に、随時周知や相談を実施してきている。今後機構改革により、保健係が風連庁舎に残るかにより体制を検討していく。	2	現状維持。
			69	各種健康教室の充実	保健センター	B	2	・地区等からの依頼により健康教室を通して知識の啓蒙を図ってきている。広報広聴係の出前トークとも連携を図りながら今後も継続して依頼に応じていく。	2	現状維持。
			70	スポーツ・レクリエーションの場の提供	生涯学習課・高齢福祉課ほか	B	2	・チャレンジデー等行事開催の他、各種団体が実施するスポーツ大会等への支援をしていく。	2	健康の保持増進が医療費減に繋がるよう一層の魅力ある取り組みを望む。
			71	食生活の改善促進	保健センター・高齢福祉課・農務課	A	2	・健診受診後、健康教室や料理教室等において食生活改善に向けた支援を実施してきているが、改善意識の薄い者への関わり方が課題であるが、引き続き取り組みを行っていく。	2	現状維持。
		72	更年期障害（骨粗しょう症。うつ病など）の予防対策の推進	保健センター	B	2	・地区等からの依頼により健康教室を通して知識の啓蒙を図ってきている。この他電話による相談も随時対応している。今後も継続して対応していく。	2	現状維持。	
		73	がん検診の受診促進	保健センター	B	2	・子宮・乳がん検診を除く検診は昨年度より受診数が増加している。検診をとおして19名ががんが発見されており、8名が早期がんであった。早期発見・早期治療を目指し受診率の向上を図っていく。	2	若年層の受診促進に向けた取り組みを含め継続を要する。	
		74	エイズ・性感染症・妊娠・出産の相談窓口体制の充実	保健センター	B	2	・電話・訪問・来所・インターネットなど相談窓口体制を継続していく。	2	現状維持。	
		75	出産と母体の大切さに関する教育の推進	保健センター・市立総合病院	B	2	・業務の他、講演会等で啓蒙活動実施。 ・妊娠中の生活を見直しながら出産・母体の大切さをお父さん・お母さん教室を通して啓蒙。高い受講率だが、未受講者への啓蒙が課題。	2	現状維持。	
		76	安心して出産できる環境整備	保健センター・市立総合病院	B	3	・現状では、産婦人科医の確保はなっているが、将来的に医師不足の影響が懸念される。 ・安心・安全な出産に向け、妊婦一般健康診査受診票（5回）を交付し、健診費用の一部助成を実施。次年度は市立病院と連携し、健診費用の助成を14回に拡大し、受診票持参時は無料化を図っていく。	2	現状維持。	

		77	医療機関との連携強化による各種母子保健事業の充実	保健センター・市立総合病院	B	2	・市立総合病院は、各医療機関との連携を図り各種健診事業を支えている他、小児科にあっては24時間体制の診療を実施しているが、近年の医師不足による弊害が懸念される。 ・各健診の受診率は96%以上の高い受診率を維持している。次年度も受診率100%を目指し、未受診児対策に努めていく。	2	現状維持。
①高齢者の自立支援の推進		78	相談窓口の充実	地域包括支援センター	B	2	・相談員の配置はないが、担当課として業務の充実を図るため、研修は計画性をもって行っていく。	2	現状維持。
		79	高齢者福祉サービスの充実	高齢福祉課・建築課・保健センター	A	2	・高齢者に対し、予防接種・デーサービス・外出支援・自宅整備資金貸付・配食サービス・介護老人施設の入所支援など各種サービスを継続して実施していく。	2	現状維持。
		80	地域住民やボランティアによる支援体制の推進	社会福祉課・消防署・障害福祉課・高齢福祉課ほか	B	2	・地域ぐるみとして、災害（火災・急病・積雪）の緊急事態の対応や、福祉支援事業に協賛している。個々の意向に添うものや、緊急の体制が常時出来るかは課題であるが、支援していく。	2	地域コミュニティの充実強化と地域ボランティアの支援が必要。
	◎	81	介護予防事業の推進	地域包括支援センター・高齢福祉課・建築課	A	2	・事業の法整備に掛かる作業に手間取るが、各種介護予防に関する、相談支援・予防プラン作成・地域ネットワークづくり・寝具の洗濯消毒・ホームヘルパー派遣・ショートステイ・在宅生活支援等、数多くのサービス事業を継続して推進していく。	2	現状の取り組みの継続していくと共に市民への周知徹底が必要。
		82	道路・住宅・公共施設などのバリアフリー環境の推進	都市整備課・建築課ほか	A	1	・市内市道車歩道のバリアフリーの改修や公共施設・公住既存施設のユニバーサルデザイン（UD）整備の検討について、今後も継続事業として充実を目指していく。	2	より充実したまちづくりのため、冬期間の車歩道においてもバリアフリー対策を望む。
②介護サービスなどの充実		83	介護保険制度の情報提供	高齢福祉課	A	3	・問い合わせや情報提供については、広報・パンフレット・電話にて対応しているが、平成21年度はより分かり易くホームページでの情報を発信をしていく。	2	報道番組では、周知されてきているが、市独自の制度や周知方法に工夫が必要。
		84	在宅介護家族への支援	高齢福祉課	A	2	・社会福祉協議会に委託。家族介護の慰労や交流事業や介護用品支給事業を実施。介護者相互の交流として、リフレッシュ事業を年2回開催し、好評だったので来年度に向けて実施回数を増やしていく。	2	現状継続。
		85	介護相談窓口の充実	地域包括支援センター	A	2	・高齢者の介護・医療・健康や権利擁護等、あらゆる相談に、関係機関と連携を取りながら引き続き充実した対応を図っていく。	2	現状維持。
		86	在宅介護のための講座の開催	高齢福祉課	A	2	・社会福祉協議会に委託。介護者の食生活の改善として、講演会を市民にも広げて年1回の開催を継続していく。	2	現状維持。

③ひとり親家庭の生活支援	87	経済的・社会的支援の充実	社会福祉課	A	2	・児童扶養手当・指定教育訓練講座の支援・日常生活支援・福祉資金貸付の母子家庭支援を引き続き実施していく。	2	現状維持。
	88	相談体制の充実	社会福祉課	A	2	・専属の相談員を設置し、家庭児童・母子・生活保護の相談体制の充実を継続し図っていく。	2	現状維持。
	89	保育サービスの充実	(社会福祉課・女性児童センター)	A	2	基本目標Ⅱに掲載	2	より一層のサービスの充実を期待。
④障がい者の生活支援	90	障がい者福祉サービスの充実	障害福祉課・社会福祉課	A	2	・特別児童扶養手当、医療・補葬具・自動車・交通費・療養介護・施設入所・就業支援ほか、現況のサービス推進を図るため、継続してサービスを提供していく。	2	現状継続。
	91	障がい者の生活相談の充実	障害福祉課	A	2	・相談支援事業は委託(道3人・市3人)。担当課は主に電話相談に応じ、必要な情報の提供や援助を継続して行っていく。	2	現状継続。
	92	社会参加の促進と自立支援	障害福祉課	A	2	・社会参加をしていくための各種事業(生活用具給付・屋外移動支援・日中一時支援・聴覚障害者協力員派遣・地域活動支援)について、継続してサービスを提供していくことで、社会参加と自立支援を図っていく。	2	現状継続。
	93	地域住民やボランティア組織の連携による生活支援の推進	障害福祉課	A	2	・ボランティアの組織化はしていないが、知的・身体・精神障害者が社会参加をしていくために、地域住民がボランティア活動を提供していくことに対し、引き続き支援をしていく。	2	現状継続。
⑤生きがい対策の推進	94	高齢者大学の入学促進	生涯学習課	A	2	・ここ数年、入学者の減少が顕著だが、現行の内容で平成21年度も周知に努め実施していく。	2	入学促進に向けた周知内容の工夫が必要。
	95	ボランティア活動の推進	地域包括支援センター・社会福祉課ほか	B	3	・介護予防サポーター養成講座で20人を育成。町内会で指導活動等を実施するため、平成21年度にシステムづくりを検討していく。また、高齢者学級や施設利用団体のボランティア活動の支援を継続していく。	2	ボランティア活動への支援の継続を望む。
	96	就業機会の確保	(産業振興課・) 高齢福祉課	B	2	・団塊世代の退職者が多くなるため、社会参加意識を持って、就業に繋げていけるよう高齢者事業センターへの支援を行っていく。	2	今後も継続した支援から就業機会の確保が必要。
	97	スポーツ・レクリエーション活動の推進	生涯学習課・高齢福祉課ほか	B	2	・高齢者の冬期間の活動範囲は狭くなるが、各種スポーツ大会やレクリエーション行事の周知等、生涯スポーツやレクリエーションの活動奨励を図っていく。	2	現状維持。
	98	老人クラブ活動の推進	高齢福祉課	A	2	・老人クラブ連合会への補助金や福祉バス活用の支援にて活動奨励を図っていく。	2	現状維持。